



交通安全情報No.89

ストップ・ザ・交通事故

令和4年3月1日
警察本部交通部
交通総合対策センター

安全運転管理者選任事業所必見!

改正道交法施行規則施行まで**1か月**です
業務の運転前と運転後に安全運転管理者の業務が拡充となり、4月1日から次の2点の義務化が始まります。

① 業務の運転前後における酒気帯び確認

運転者の状態を目視等で確認して、酒気帯びの有無を確認しなければなりません。

原則～安全運転管理者が対面で行う
上記確認が困難な場合は、その業務を補助する者により確認することも可能



対面確認



対面確認できない場合は、カメラ・モニター等、対面に準ずる方法により実施することとなります。

② 酒気帯び確認結果の記録化と保存

運転者の酒気帯びの有無を確認したものを記録化し、その記録を1年間保存しなければなりません。

記録用紙への記載、電磁的記録など記録方法は定まっていません。



INFORMATION

北海道警察のホームページに酒気帯び確認記録表の見本を掲載しておりますので、参照してください!

飲酒運転は絶対にやめよう!